

きぞうしりょうてんじ のりぎよぎょうけん かん ぶんしょ くかくぎよぎょうけんきょうゆうしょうけん  
寄贈資料展示 海苔漁業権に関する文書～区画漁業権共有証券～

こんかい すなむら すなまち のりょうしょく かん しりょう しょうかい  
今回は、砂村（砂町）の海苔養殖に関する資料をご紹介します。砂町では

しょうわ ねん さか おこな さんいゆう  
昭和37年まで海苔養殖が盛んに行われていました。海苔養殖へ参入するには

くかくぎよぎょうけん てんじ こじん あた しめ  
区画漁業権が必要でした。展示資料は、漁業権を個人へ与えたことを示すもので  
す。



展示状況

くかくぎよぎょうけんきょうゆうしょうけん  
区画漁業権共有証券

ひびだてのりとりば ひび よ き えだ たけ かいちゆう た  
文中の「筵建海苔採場」とは、筵と呼ばれる木の枝（もしくは竹）を海中に建

ようしょくじょう ふちやく  
てた海苔の養殖場のことで、この枝に海苔が付着しました。

いっぺい くいき いとな けんり めいじ ねん がつ  
「区画漁業権」とは一定の区域において養殖業を営む権利で、明治44年2月

ついたち ねんごう も みと こと いみ  
1日の年号を持つ、この証券は、漁業権の共有者として認められた事を意味しま  
す。



歌册

區劃漁業權共有證書

第一四號

區劃漁業權共有證書

東京府南葛飾郡村字大田新田

右之者共同區劃漁業（築  
建海苔採場）權享有，證ト  
シテ壹個，權利證ヲ交付  
スルモ，也

明治四拾四年二月一日

東京府南葛飾郡村字大田新田三百七番地  
字田安太郎外三百六拾二名

代表者

